令和７年４月９日

安全運転（号外）

新潟地方交通共済協同組合
（発 行） 事故防止対策室

〔運行管理者・運転者の皆様へ〕

「飲酒運転の根絶」＆点呼業務の徹底を

「飲酒運転を絶対にしないさせない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するための取り組みのひとつとして運転前後のアルコールのチェックが義務化となっています。

根拠【道路交通法施行規則第９条の 10 第６号】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。

キッカケ【悲惨な事故】

2021 年６月、千葉県八街市で、**下校中の児童が飲酒運転のトラックにはねられ、死傷するという悲痛な事故**を受け、同年８月に発表された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のなかで、安全運転管理者の確実な選任や乗車前後のアルコールチェックなどを追加することが発表された。

未だに・・・【日本郵便の例】

昨年５月、横浜市の戸塚郵便局で配達員が酩酊（めいてい）状態で乗務していた事案が発生し、今年２月には近畿支社管内の約８割の局で点呼が不適切だったことが判明し、点呼の徹底が呼びかけられていた時期だった２月末に、車で集配業務にあたっていた配達員が、業務中にコンビニエンスストアに立ち寄ってアルコール飲料を購入し、コンビニの駐車場で飲んだ。コンビニのオーナーが目撃し、不審に思って郵便局に連絡した。郵便局員がコンビニ駐車場へ駆けつけ、車内を確認。飲んだ直後とみられる 500 ミリリットルのアルコール缶があり、運転手からも酒の臭いがしたため 110 番通報し、アルコール検査の結果、呼気１リットルあたり 0.41 ミリグラムのアルコールが検出された。

日本郵便は事案を公表せず、国土交通省への報告もしていない。

☆点呼業務は貨物自動車運送事業法で義務付けられており、乗務員の健康状態や酒気帯びの有無を確認する重要な安全管理の一環となっています。

※当組合では交通事故防止活動を行っています。講習会、研修など事故防止対策に活用ください。

連絡先：新潟地方交通共済協同組合　甲斐・石井・長谷川　電話　025-284-9555

◎事故防止重点「接触事故の根絶」「構内・後退事故の根絶」「よく視る！安全確認の励行」「追突・交差点事故の根絶」